令和3年度第4回三和区地域協議会次第

日時:令和3年9月30日(木)

午後 6 時 30 分から

場所:三和コミュニティプラザ

3階 多目的ホール

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 報告事項
 - (1)「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について 資料No.1
 - (2) 上越市過疎地域持続的発展計画(案) について(通知) 資料No.2
- 4 その他
 - (1) 三和区地域福祉活動計画策定地域懇談会参加者の推薦について 資料№3
- 5 閉会

「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

令和3年8月 上越市自治·地域振興課

1 概要

- ・第4期地域協議会委員へ依頼した「地域協議会に関する意識調査」について、回答の傾向 から改善を要すると考えられるもののうち、市及び各地域協議会として比較的速やかに 取り組むことが可能な項目を整理しました。
- ・中長期的な検討を要すると考えられるものについては、回答の内容から課題を整理し、市 において令和6年の次期委員改選を目途に検討を継続します。

2 調査結果を受けた取組について

各設問の回答について、「具体的にどのような部分、分野に対するものか」の観点から細分化して整理し、回答の多かった主な項目について、短期的に実施が可能な取組と中長期的に検討を要するものに分類しました。

2-1 短期的に実施が可能な取組

(1) 市が取り組むこと

ア 周知について

アー1 主な回答

- ・委員の活動について、仕事や家庭等との両立が難しかった。
- ・協議会の会議を優先させてもらえるよう、職場等に理解を求める工夫をした。
- ・協議会制度の認知度を上げる努力をもっとしてほしい。
- ・自主的審議における地域課題の解決には、地域団体の協力が不可欠

アー2 市の今後の取組

- ・委員の求めに応じ、委員の勤務先等に委員活動への理解と協力依頼の文書を 発出するなど、委員の勤務先等から理解や配慮をいただける環境づくりを行 います。
- ・各地域協議会だよりによる周知を継続するほか、委員改選時に実施する市広報 の特集記事の掲載に限らず、市ホームページやSNSの活用、活動報告会の毎 年開催など、自主的審議等協議会の活動や成果等を市民へ広く周知する方法 を検討します。

イ 情報共有について

イー1 主な回答

- ・他地区の地域課題をもっと情報提供してほしい。
- ・議論を進めるにあたっては、他協議会の事例等を交えたらよいと思う。

イー2 市の今後の取組

- ・空き家対策の審議から「(仮称) 安心ノート」の取組につながった(清里区) など、自主的審議から課題解決の取組につながった事例を、議論の参考と して地域協議会へ情報提供します。
- ・各地域協議会における議論の内容、<u>答申を受けての市の対応</u>及び各事務局で 把握した情報等を事務局間で情報共有し、自らの区で参考になりそうな事 案があれば、地域協議会へ積極的に情報提供します。[下線部は市議会提案を 反映]
- ・各事務局が可能な範囲で区内の地域団体等の活動計画を情報収集し、地域協 議会へ情報提供します。

ウ 元気事業について

ウー1 主な回答

- ・元気事業について、取り組み方の基本的なイメージや方法等が委員の多くで 共有できなかった。
- ・議論を進める上で、元気事業の活用を想定していなかった。

ウー2 市の今後の取組

- ・「地域を元気にするために必要な提案事業」の目的の理解や認知度を高める ため、当事業を活用した事例を地域協議会へ周知します。
- ・地域協議会での議論の状況を踏まえ、事務局が当事業の活用の検討を提案 します。

(2) 各地域協議会において取組の検討をお願いしたいこと

ア 意見交換について

アー1 主な回答

- ・協議会が地域課題の解消に向けて取り組むためには、地域の団体等との意見 交換や情報共有が必要
- ・課題に気付き、自分たちで解決していかなければならないという思いを住民 と協議会委員の両方が共有しながら議論を進めることが必要
- ・日頃から協議会と諸団体の間の風通しをよくしておくことが必要

アー2 各地域協議会における今後の取組(案)

地域課題の把握・解消に向けた、住民組織、福祉・スポーツ団体、町内会、地域 住民、<u>他の地域協議会等との話合いの一層の活性化</u>[下線部は市議会提案を反映]

イ 会議運営について

イー1 主な回答

- ・会議の開催日時が不定期で、予定が立てにくかった。
- ・月1回の会議だけでは取り組むテーマの解消ができない。
- ・毎回1 時間程度の協議時間が設定されているが、議論の内容を深めるゆとり がなく時間切れになる。
- ・学習会や先進的地域への研修視察を重視すること。
- ・委員の責務として、全ての議題に対して各委員から必ず発言していただくよ うな会議運営にしてほしい。
- ・協議会に参加してもなかなか発言できなかった。

イー2 各地域協議会における今後の取組(案)

- ・委員が会議に参加しやすくなるような、開催日時や回数の柔軟な設定
- ・必要に応じて日を改めて協議を行うなど、議論が深まるような運用
- ・自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るため の視察や研修の積極的な実施
- ・会議の進行を担う会長が全ての委員へ発言を求めるなど、多くの委員に発言の 機会を設けるような配慮
- ・分科会やグループワーク等、小規模な話合いの場を適宜設けるなど、委員が発 言しやすい雰囲気づくり

ウ 情報発信について

ウー1 主な回答

- ・地域住民等から協議会の活動に関心を持ってもらうために「地域協議会だより」を工夫し委員の声などを載せ、より親しみのある内容にしていく。
- ・各地域の取り組み等を定期的に「地域協議会だより」として回覧板でも良い ので多数発行し、活動内容を理解してもらう。

ウー2 各地域協議会における今後の取組(案)

協議会の活動に市民から関心を寄せていただけるように、地域協議会だよりに 委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫

2-2 市において中長期的に検討を要するもの(主な意見)

① 委員資格について

「職場が区内にある人も委員の対象とする」といった委員資格に関するもの

- ② 委員の公募公選について
 - 「立候補者や若い人達の応募が少ない」といった公募公選に関するもの
- ③ 委員の追加・補充選任について

「定員合わせは不要」、「やる気のある人だけで進めるべき」といった委員の追加、補充 選任に関するもの

- ④ 議論の深化・活発化について 「地域団体との意見交換の枠を超えるオブザーバー制度の導入」といった議論の深化や
 - 「地域団体との意見父撰の枠を超えるオブザーハー制度の導入」といった議論の徐化や 活性化に関するもの
- ⑤ 報酬の要否について

「自主参加とはいえ、拘束時間に対する補償が少ない」、「委員になりたくない理由の一つとして費用弁償だけでは少なすぎる」といった報酬に関するもの

上記のほか、「地域活動支援事業」に関して、「地域活動支援事業は根本的な見直しの時期」、「同じ団体だけが毎年申請する状況が続く点の改善」、「補助対象事業の統一」、「地域協議会提案枠の創設」などの意見があったことを踏まえ、地域活動支援事業の在り方や運営に関することについて検討していきます。

また、「地域を元気にするために必要な提案事業」の制度に関して、「面倒」、「使いにくい 仕組み」といった意見があったことを踏まえ、地域を元気にするために必要な提案事業の制 度の仕組みや活用のしやすさについて検討していきます。[下線部は市議会提案を反映]

▶地域協議会の制度自体の在り方に係るこれらの意見に対しては、市議会総務常任委員会で予定される提言等を踏まえながら、引き続き市で検討を進めていくこととします。

3 今後の予定

令和3年度 8月~

- ・地域協議会に短期的に実施が可能な取組案を示し、各地域協議会で協議
- ・すぐに取り組めるものから実施するとともに、各地域協議会において取組を検討いただく。
- ・市で調査結果の分析と中長期的に検討を要する項目の検討を継続

令和4年度

- ※市議会総務常任委員会からの提言(予定)
- 4月~ ・市議会からの提言を受けて検討継続
- 年度末 ・市としての地域協議会の見直し案の確定

4 研修について

地域協議会の役割などの研修等が必要と判断される場合は、事務局(総合事務所、まちづくりセンター)との協議をお願いします。

また、委員個人として確認や相談を希望される場合は、事務局へお声がけください。

上自第 33305 号の 10 令和 3 年 9 月 24 日

三和区地域協議会 会 長 髙 橋 鉄 雄 様

上越市過疎地域持続的発展計画(案)について(通知)

令和3年8月5日付けで答申のあった諮問第75号上越市過疎地域持続的発展計画(案) について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

過疎地域持続的発展計画(案)について計画策定手続きを進めることとします。 今後、パブリックコメントを経て、令和3年上越市議会12月定例会に議案を提出する予 定です。

各区地域協議会からの附帯意見に対する回答及び基本目標の表現の変更について

1 附帯意見に対する回答

番号	区名	マグラ る回告 附帯意見	回答
1	安塚区	・前期計画(上越市過疎地域自立促進計画) の総括を提示するよう求めます。	・過疎地域自立促進計画に搭載した事業の着手率は約80%で、着手した事業の実績額は約308億円、そのうち過疎債発行額は約41億円となっており、過疎地域の道路整備、基盤整備、除雪機械の整備、小中学校の改修や観光施設の管理運営、診療所の開設、スクールバス等の運行など計画に登載した各種政策分野におけるハード事業及びソフト事業の実施により、過疎地域における市民生活の維持、向上に寄与したものと捉えております。
2		・区によりそれぞれ抱えている事情が異なる ため、区ごとの計画を策定するよう求めま す。	・本計画は、過疎地域全体の発展に向けた計画であり、 第6次総合計画等と整合を図り案を作成していることから、現時点では、総合計画など他の計画と切り離して地 区別計画を策定する予定はありません。 なお、地域協議会で検討いただいた案件を具体化、予 算化する場合は、所要の手続きや調整を経ることで本計 画に反映することが可能であることから、貴地域協議会 におかれましても、自主的審議等により安塚区の持続的 発展に向けた検討をお願いいたします。
3		・計画変更を行う場合は、地域協議会や地域 住民等に対し、事前に変更の内容を説明する よう求めます。	
4	牧区	ては、住民の問題提起や課題解決の提案等を	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向け取組を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、牧区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。
5	- 吉川区	・吉川区に関わる本計画の具体化時、及び第 7次総合計画策定時には、当地域協議会と十 分協議をすること。	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向けた事業の検討を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、吉川区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。第7次総合計画の策定においては、市民の声アンケートの実施等により広く市民の声を反映するほか、地域自治区に関する重要な内容については、地域協議会と協議を行ってまいります。
6		・諮問に際しては、地域住民との意見交換や 意向確認、及び地域協議会での審議時間が必 要であり、諮問から答申までには、十分なる 時間をとるよう配慮すること。	・本計画案については、国の説明会後、5月から策定作業を進め、6月中旬に示された新潟県過疎地域持続的発展方針(案)との整合を図りながら、概ね2か月余りで整理しました。これは、地域協議会の審議時間を1か月以上確保するとともに、その後のパブリックコメントの実施、上越市議会12月定例会への上程等に必要な期間を踏まえて、スケジュールを設けたものであります。今後も、地域協議会の諮問に当たっては、時間の確保に留意しながら進めて参ります。
7	中郷区	・策定後の事業の進め方については、地域の 課題に向き合い、行政と地域が協働のもと、 より良い上越市を作り上げることを願いま す。	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向け取組を進めていきます。地域協議会におかれましても、
8		・中郷区地域協議会でもこの本計画の策定に 合わせて今後の自主的審議事項において課題 抽出に向けた議論を行い、視点を合わせてい きたいと考えますので、よろしくお願いいた します。	

2 基本目標の表現の変更について

計画(案)19ページ「(5)地域の持続的発展のための基本目標」につきまして、推計値である36,489人より低い目標にするのではないかとの誤解を招くことが考えられるため、目標値は推計値の十人以下を四捨五入し「3万6千5百人以上」と表現を改めることとしました。

令和3年9月28日

三和区地域協議会 御中

社会福祉法人 上越市社会福祉協議会 三和支所長 松 内 昭 夫

三和区地域福祉活動計画策定地域懇談会参加者の推薦について(お願い)

秋晴の候、貴団体におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、当会の事業活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会では現在、住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的として、三和区地域福祉活動計画を策定しています。

このたび、計画策定のための地域懇談会を開催することとなりましたので、参加いただく方を貴団体から選出いただきたいと存じます。

つきましては、ご多用のところ大変恐縮ですが、下記のとおりご報告くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 参加日時 11月2日(火) 午後6時30分~
- 2. 場 所 三和地区公民館 2F
- 3. 内 容 三和区地域福祉活動計画策定に向けた意見交換および行動目標について
- 4. 報告 「地域懇談会参加者報告書」により、郵送またはFAXにて報告をお願いいたします。
- 5. 推薦数 1名
- 6. 報告期限 10月18日(月)

【担当、お問い合わせ】 上越市社会福祉協議会 三和支所 〒943-0316

> 上越市三和区井ノ口 406-1 電話 529-2231 FAX529-2233